

○地方独立行政法人神戸市民病院機構 診療料等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構の中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療料等の額)

第2条 中期計画第10 料金に関する事項1(2)③に規定する理事長が別に定める額は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者及び理事長が別に定める者のうち、第三者に対する損害賠償責任を担保する保険の対象となる診療を受ける者においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）に定める点数の1点の単価を20円として算定した額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費基準」という。）により算定した額の合算額とする。

2 中期計画第10 料金に関する事項1(2)③に規定する理事長が別に定める額は、本市に住所を有する者で、分娩する者においては、診療報酬算定方法に定める点数の1点の単価を10円として算定した額及び入院時食事療養費基準により算定した額の合算額とする。

3 中期計画第10 料金に関する事項1(2)③に規定する理事長が別に定める額のうち、前2項以外の者については、診療報酬算定方法に定める点数の1点の単価を12円として算定した額及び入院時食事療養費基準により算定した額の合算額に100分の108を乗じて（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものは除く。）得た額とする。

4 中期計画第10 料金に関する事項1(4)に規定する理事長が別に定める額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、別表に記載のないものについては院長が実費等に基づき別に定める額とする。

5 上記の規程により難いものについては、理事長が定めることとする。

(診療料等の減免)

第3条 院長は、次の各号の一に該当するときは、診療料等を減じ、又は免除することができる。

(1) 法令等の規定に基づき、医療扶助等の措置を受ける場合において、当該措置による給付額が所定の診療料（病室使用加算額を除く。）の額に満たないとき。

(2) 法令等の規定に基づき、医療給付等の措置を受けることとなった者のうち、当該措置を受けるに至るまでの間に支払義務の生じた診療料等について、支払いの資力がないと認められるときで、院長が必要と認めたとき。

(3) 生活保護法（昭和24年法律第144号）第11条第1項に規定する扶助を受けている者が諸料金等を支払うとき。

(4) 中期計画第10 料金に関する事項1(2)（②から④までを除く。）の規定による診療料等の額に10円未満の端数が生じたときのその10円未満の額

(5) 前各号に掲げるもののほか、院長が特に必要と認めたとき。

(診療料等の減免申請)

第4条 前条（第4号を除く。）の規定により、診療料等の減免を受けようとする者は、診療料等減免申請書その他必要な証明書を院長に提出しなければならない

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別		金 額
セカンドオピニオンに係る面談料		1人1時間以内につき 1万円
新生児保育料		1人1日につき 5,000円
胎盤処置料		1件につき 2,000円
初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る加算額		1人につき 中央市民病院 2,500円 西市民病院 2,000円
諸証明書		1通につき 1,000円 （自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものについては、1通につき2,000円）
普通診断書		1通につき 2,000円
死亡診断書		1通につき 3,000円
身体検査書		1通につき 2,000円
特殊診断書		1通につき 4,000円
駐車料金	外来患者及びその付添い、入院患者の退院日のお迎え	1台につき 最初の1時間無料、以降1時間ごと139円、1日の上限は926円
	身体障害者手帳または精神障害者手帳の交付を受けている者及びその付添い	1台につき 最初の3時間無料、以降1時間ごと139円、1日の上限は926円
	神戸市建設局発行の「障害者用長時間駐車承認書」の交付を受けている者	1台につき 全額無料
	病院の都合により駐車場を利用している者	1台につき 全額無料
	その他	1台につき 1時間ごと139円

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。なお、看護師宿舎の土地・建物について、不要となった資産の譲渡を含めた活用を進める。

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びその他の法令等により診療を受ける者 健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項及びその他の法令等の規定に基づき算定する額
- (2) (1)に規定する以外の者であって、次の①から③に掲げる者については、当該各号の区分に応じ定める額とする。
 - ① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第13条の規定により診療を受ける者 兵庫労働基準局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
 - ② 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第26条の規定により診療を受ける者 地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
 - ③ 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者、分娩する者及びその他理事長が別に定める者 理事長が別に定める額
- (3) その他前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。

種別		金額		摘要
病室使用加算額	中央市民病院	特室	1人1日につき 3万円	面積が約30㎡の個室
		個室A	1人1日につき 1万5,000円	面積が約26㎡の個室
		個室B	1人1日につき 1万1,000円	面積が約15～18㎡の個室
		個室C	1人1日につき 9,000円	
	西市民病院	特室	1人1日につき 2万4,000円	面積が約28㎡の個室
		個室A	1人1日につき 1万1,000円	面積が約14㎡の個室
		個室B	1人1日につき 9,000円	
分娩料		1児につき 10万5,000円	時間外は20パーセント増し、深夜は40パーセント増しとする。	

備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金の額は、この表の30パーセント増しとする。
 - 2 この表において「時間外」とは、休日（就業規則に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日にあっては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあつては午前6時から午後10時までをいう。
 - 3 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。
 - 4 病室使用加算額について、2人用の病室を使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。
- (4) 前3号に規定がないものについては、実費等を勘案し別に理事長の定める額とする。また、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除く診療料等については、それぞれ当該各号に

より算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 料金の減免

理事長が、特別の事情があると認めるときは、診療料等の全部又は一部を減免することができるものとする。

第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（平成26年度～平成30年度）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設，医療機器等整備	総額 8,966	神戸市長期借入金等

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の神戸市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

- ・ 医療を取り巻く状況の変化への対応，医療の質向上や医療安全の確保，患者サービス向上等に十分配慮した上で，業務量に応じた人員配置や多様な雇用形態の活用等により効率的かつ効果的な体制及び組織を構築する。
- ・ 神戸市職員から法人職員への移行に伴う制度の整備を行う等，原則として法人職員で運営できる体制への移行を計画的に促進する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償	3,186	4,655	7,841